

↳ 親子間などでの金銭貸借

Q : 夫と妻、親と子、祖父母と孫などの近親者の間で行われる金銭貸借は、贈与されたものとして取り扱われると聞きました。本当ですか？

A : 事実上、金銭の貸借であることが明らかである場合には、借入金そのものについて贈与税が課税されることはありません。

【解説】

夫と妻、親と子、祖父母と孫など近親者相互間の金銭貸借には、貸借の形式はとっているものの、その貸借の期間や利率が定められておらず、いわゆる「出世払い」や「ある時払いの催促なし」というように、実質的に贈与と認められる場合も見受けられます。

このような金銭貸借には当然贈与税が課税されますが、例えば、借り受けた者の返済能力、返済状況などからみて、事実上金銭の貸借であることが明らかであるような金銭貸借については、贈与税が課税されることはありません。

近親者相互間の金銭貸借が贈与として取り扱われないためには、次のような点に注意しておくといでしょう。

- ①返済期間や返済期日などを明確にしておくこと。
- ②利息や返済方法をきちんと決めておくこと。
- ③銀行口座振込みなどにより、返済事実を第三者に確認できるようにしておくこと。

